

# 一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会認定医制度規則

## 第1章 総則

第1条 一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会は、口腔リハビリテーション及び顎頭蓋機能に関する基礎的ならびに臨床的な専門的知識を有する歯科医師を育成し、歯科医療の高度な水準維持と向上をはかり、国民に適切な医療を提供することを目的に、認定医制度を設ける。

第2条 前条の目的を達成するため一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会（以下「学会」という）は、一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会認定医（以下「認定医」という）を認定するとともに、実施に必要な事業を行う。

## 第2章 認定資格

第3条 認定医制度下において、次の3種の資格をもうける。

1. 口腔リハビリテーション認定医
2. 指導医
3. 暫定指導医

## 第3章 認定委員会

第4条 学会は、認定医、第5章に規定する一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会認定研修施設（以下「研修施設」という）、及び第7章に規定する指導医の適否を審査するため認定委員会を置く。

2. 認定委員会の委員（以下「認定委員」という）は、一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会認定医制度施行細則（以下「施行細則」という）の定めるところにより、理事長が委嘱する。
3. 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 認定委員の欠員を補充した場合は、残任期間とする。

第5条 認定委員会に委員長1名、副委員長1名及び委員若干名を置く。

2. 委員長は理事会において定め、副委員長は委員長が指名する。
3. 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、委員長の職務を行う。

第6条 認定委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、その会議を開くことはできない。

2. 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第7条 認定委員会は、次の業務を行う。

- (1) 第9条に規定する認定医申請者の審査及び認定。
- (2) 第11条に規定する認定医の登録及び認定証の交付。

- (3) 第12条に規定する研修施設指定申請の審査及び指定。
- (4) 第14条に規定する指導医申請者の審査及び認定。
- (5) 第17条に規定する認定の更新の審査及び決定。
- (6) 第18条に規定する資格喪失の審査。
- (7) 認定医制度実施に必要な各種様式の作成。
- (8) その他認定委員会の運営に必要な業務。

第8条 認定委員会は、施行細則の定めるところにより必要に応じて小委員会を置く。

#### 第4章 認定医の認定と登録

第9条 認定医の資格を得ようとする者は、学会に申請し、第4条に定める認定委員会の審査及び面接試験を受けなくてはならない。

第10条 認定医の申請は、次の各号全てに該当する者に限られる。

- (1) 日本国歯科医師の免許証を有すること。
- (2) 通算5年以上の臨床経験を有する者、及びこれと同等以上の経歴を有すること。
- (3) 申請時において、5年以上の会員歴を有すること。
- (4) 口腔リハビリテーション及び顎頭蓋機能に関連する研究報告を学会学術大会で発表または日本口腔リハビリテーション学会雑誌（以下、学会誌という）に発表していること。

第11条 認定委員会の審査及び面接試験に合格した者を理事会の議を経て認定医と決定する。

#### 第5章 研修施設

第12条 研修施設は次の各号を満足するものでなければならない。

- (1) 口腔リハビリテーション及び顎頭蓋機能に関連する課題について定期的に研修が行われていること。
- (2) 第7章で規定する指導医または暫定指導医が1名以上常勤していること。
- (3) 研修の実施に必要な設備、図書、人員を有していること。

#### 第6章 認定研修

第13条 研修施設における認定研修は、次のことを目的として構成されなければならない。

- (1) 口腔リハビリテーション及び顎頭蓋機能における診断と治療のための医療技能を修得する。
- (2) 他科診療科からの要請に応じて適切な指示を与えることのできる能力を養う。
- (3) 口腔リハビリテーション及び顎頭蓋機能に関連する研究を促進する。
- (4) 口腔リハビリテーション及び顎頭蓋機能に関する分野の発展に寄与できる能力を養成賦与する。

2. 認定研修の細目については、別に定める。

#### 第7章 指導医の認定と登録

第14条 指導医及び暫定指導医の資格を得ようとする者は、学会に申請し、第4条に定める認定委員会の審査及び面接試験を受けなくてはならない。

第15条 指導医の申請は、次の各号全てに該当する者に限られる。

- (1) 日本国歯科医師の免許証を有すること。
  - (2) 通算15年以上の臨床経験を有する者、及びこれと同等以上の経歴を有すること。
  - (3) 申請時において、10年以上の会員歴を有し、学会認定医であること。
  - (4) 研修施設を有すること。
  - (5) 口腔リハビリテーション及び顎頭蓋機能に関連する研究報告を学会学術大会で発表または学会誌に発表していること。
2. 理事または代議員で理事会の推薦があった者は、前項に関わらず、暫定指導医を申請することができる。

第16条 認定委員会の審査及び面接試験に合格した者を理事会の議を経て指導医及び暫定指導医と決定する。

## 第8章 資格の更新

第17条 第11条の規定により認定を受けた者は、5年ごとに更新を受けなければその期間の経過によってその効力を失う。ただし、施行細則で定める場合は、この限りではない。

2. 認定の更新をする者は、施行細則の定める基準に従って研修を受けねばならない。

## 第9章 資格の喪失

第18条 認定医及び指導医は、次の各号のいずれかに該当する時は、認定委員会の議を経て、その資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- (2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき。
- (3) 学会員の資格を失ったとき。
- (4) 第17条で規定する認定医又は指導医の更新をしなかったとき。
- (5) 認定委員会で認定医又は指導医として不適当と認められたとき。

第19条 第18条の規定により、認定医又は指導医の資格を喪失した者であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び認定医又は指導医を申請することができる。

## 第10章 補則

第20条 学会員は、認定委員会の決定に関する異議を、理事会に申し立てることができる。

第21条 この規則を変更する場合は、理事会の議を経て、総会の承認を必要とする。

第22条 この規則の施行について必要な事項は、認定委員会の議を経て理事会が別に定める。

## 附則

第1条 この規則は、平成16年9月11日に制定し、平成15年10月4日にさかのぼって施行する。

第2条 認定医制度が正式発足するまでは、暫定制度下で、施行細則に従い運用する。

第3条 この改正は平成22年10月2日から施行する。

第4条 この改正は平成23年5月8日から施行する。

- 第5条 この改正は平成26年11月23日から施行する。
- 第6条 この改正は平成27年11月14日から施行する。
- 第7条 この改正は平成28年11月19日から施行する。